

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 2月23日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	直流125V所内低圧電源設備配電盤(モーターコントロールセンター)1A-2仮設電源布設作業において、当該配電盤の配線用しゃ断器(No. 9)をOFFしたところ、非常用ディーゼル発電設備冷却系サージタンク(A)補給水弁が自動で「開」となり、サージタンク水が溢れ出た(360cc、汚染なし)ことが認められたため、当該原因調査・対策検討。	G II	
2	1・2号廃棄物処理設備	高電導度廃液系濃縮器(A)加熱蒸気配管安全弁において、シート部に漏えい(1秒に3~4滴、汚染なし)が認められたため、当該弁を点検・修理。なお、漏えい水については、養生を実施し排水升へ導いている。	G III	
3	その他	倉庫(固体廃棄物貯蔵庫他)用所内低圧電源設備配電盤(パワーセンター)停電検出用タイマー点検において、タイマー(27BT)の動作不良(動作せず)が認められたため、当該タイマーを交換。	G III	